

国の補助事業活用について（地域公共交通確保維持改善事業）

（１）地域公共交通確保維持改善事業について

平成19年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、地域の合意形成による地域公共交通活性化再生に向けた環境整備がなされました。

この制度は、この法律に基づき設立された協議会（法定協議会）が地域公共交通総合連携計画の策定、同計画に基づく事業の具体化の実現のために、地域におけるバス、乗合タクシー等の事業、公共交通利用促進等の多様な取り組みを、地域の合意に基づいて行うものです。

具体的には、地域の関係者（地域住民、交通事業者、町など）で構成する法定協議会が実施する、地域公共交通総合連携計画の策定のための調査事業や、当該計画に基づいて実施される事業について、地方運輸局長が事業計画の認定を行い、国費による補助を行うものであります。

まず、平成26年度においては、岩内町における公共交通のあり方を検討するため、町民の交通ニーズに係るアンケート等を実施し、その結果を参考としながら、地域公共交通総合連携計画を策定し、地域公共交通の充実が必要との判断がなされれば、次のステップとなる、岩内町生活交通ネットワーク計画を策定し、実証運行実験など進めて行きたいと考えます。

（２）計画の策定と実施

